

資料 2 掲載 1 1 事項の事業・組織の概要

登 記 ・ 供 託	p. 1～ 4
労働保険 (労災)	p. 5～ 7
官 庁 営 繕	p. 8～ 9
国 土 地 理 院	p. 10～11
自 動 車 登 録	p. 12～14
気 象 庁	p. 15～17
国有財産管理	p. 18～20
防 衛 施 設	p. 21～23
特 許	p. 24～26
空 港 整 備	p. 27～29
国 税 関 係	p. 30～32

登記・供託（法務省）

1. 事業概要

（1）登記事務

不動産登記、商業・法人登記等に関する登記申請の受付、申請内容の審査、登記簿への登載、登録免許税額の認定・徴収、申請に関する相談 等
（平成16年度の登記事件数は、約2,027万件）

（2）供託事務

供託物の受入れ及び払渡しに関する審査、供託された金銭、有価証券等の管理 等
（平成16年度の供託事件数（受払事件数）は、約94万件）

2. 組織・定員

（1）組織

①登記

法務局(8)、地方法務局(42)、支局(287)及び出張所(262)の計599庁で実施（平成18年2月1日）

②供託

法務局(8)、地方法務局(42)、支局(287)、法務大臣の指定する出張所(10)の計347庁で実施（平成18年2月1日）

（2）定員

①登記

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
定員	10,519 (△139)	10,360 (△159)	10,195 (△165)	9,982 (△213)
うち支局・出張所	7,526	7,385	7,231	7,059

（注1）カッコ内の数字は前年度からの増減

（注2）法務局等の登記特会の定員数を記載

（参考）登記特別会計

登記特会は、登記申請等の大幅な増加に対処すべく事務のコンピュータ化等を図るため、その経費を登記制度の受益者に負担させ、受益と負担の関係を明確にすることを目的として昭和60年に設置。

地図のコンピュータ化事業は平成22年度に終了する見込みであり、その後は特別会計を維持する必要性は薄いとされている。

②供託

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
定員	271 (△1)	271 (0)	271 (0)	271 (0)
うち支局・出張所	70	70	70	70

- (注1) カッコ内の数字は前年度からの増減
(注2) 法務局等の供託事務従事職員数を記載

3. 主な改革指摘事項等

(1) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)

3 特別会計改革

「⑮ 登記特別会計については、今後の事業計画を踏まえ、真に必要な事業にスリム化し、登記所備付地図の整備の財源確保を前提に平成22年度末をもって一般会計への統合を行うものとする。」

4 総人件費改革の実行計画等

「(c) 包括的・抜本的な民間委託等

(ii) 規制改革・民間開放推進会議で民間開放が検討されている登記事務、特許、自動車登録、施設管理・運営、雇用保険等の業務」

(2) 「国の行政組織等の減量・効率化の推進について(平成18年度減量・効率化方針)」 (平成17年12月24日総務省行政管理局取りまとめ)

○ 登記申請のオンライン化等に伴う組織・定員の合理化

「不動産登記及び商業・法人登記に関しては、「オンライン利用促進のための行動計画」を平成17年度末までに策定し、同計画を着実に実施することにより、オンライン利用率の向上を図りつつ、業務の効率化・合理化を推進する。

同計画の実施に当たっては、毎年度オンライン申請の利用状況等を検証するとともに、利用を促進するための方策を更に検討・実施していく。具体的には、司法書士及び土地家屋調査士等に対する積極的な広報や、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会への書面での要請を行い、オンライン申請の利用促進の徹底に努める。

また、登記業務については、登記事務のコンピュータ化及び法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合の進展に加え、登記申請のオンライン化が順次実施されることを踏まえ、コンピュータ化等の成果を最大限に生かせるよう、業務処理過程・体制を抜本的に見直すこととし、定員の減量・効率化を計画的に実施する。

これらにより、18年度に定員を252人合理化する。」

○ 登記情報システムの最適化による業務の効率化・合理化

「登記情報システム(旧式(レガシー)システム)については、平成16年度に策定された最適化計画に基づき最適化の取組を進め、経済性、利便性の向上及びトータルコストの減を実現することとし、20年度以降順次新システムに移行することにより、更なる減量・効率化を行う。具体的には、オンライン申請の申請データを活用した業務の効率化、管轄転属処理機能等大量事件処理の効率化、共同担保目録の一元管理、各種通知処理のオンライン化等による効率化を図るほか、システム開発に当たり、業務処理時間の短縮が可能となる方策について、引き続き検討していくこととする。」

○ 地図管理業務の最適化による業務の効率化・合理化

「地図管理業務については、平成17年度に策定された最適化計画に基づき、登記情報システムとの連携を図りつつ最適化の取組を進め、システムの整備・運用状況等の推移を見つつ、地図管理業務全体の効率化を進める。」

(3) 「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)

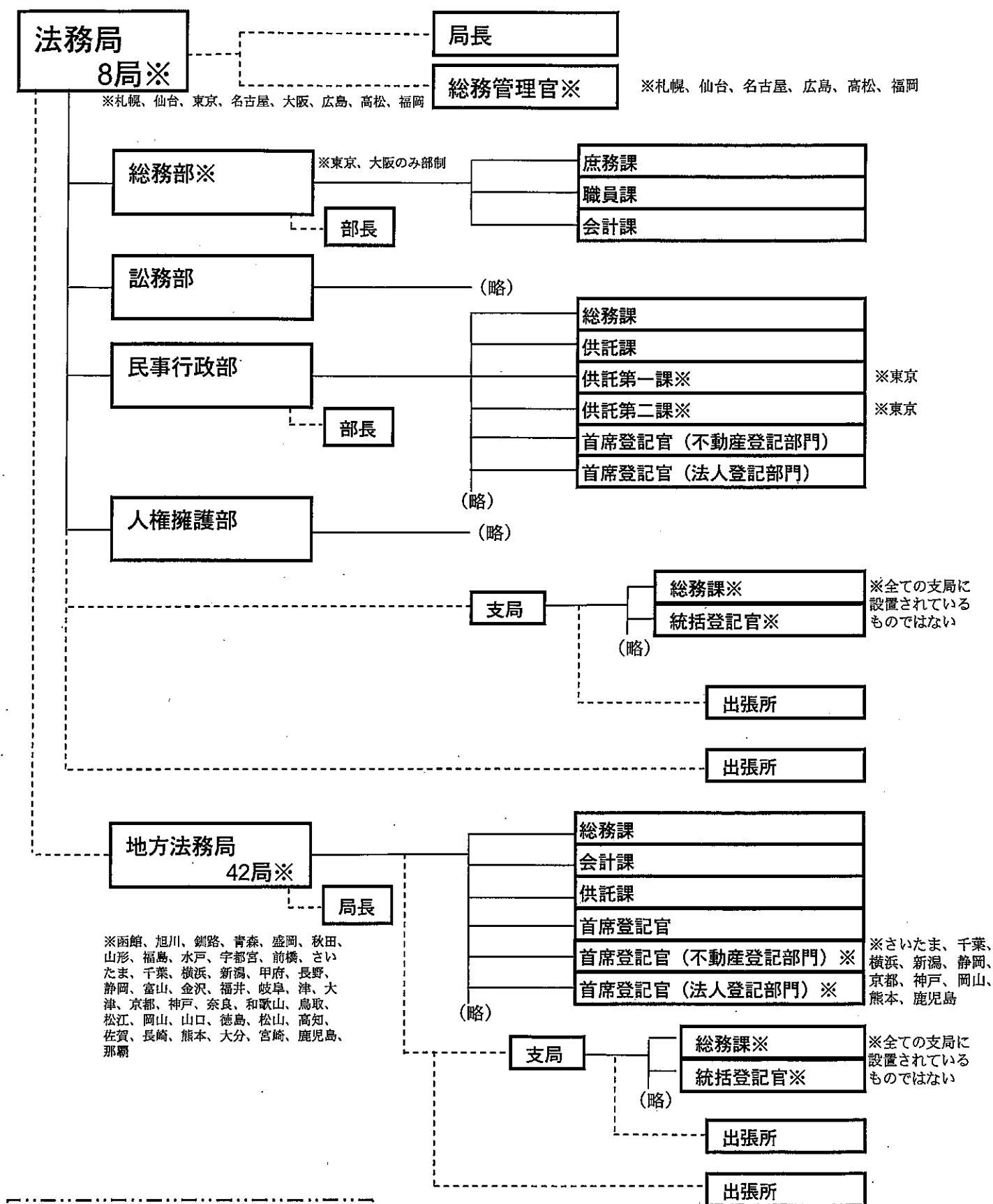
「登記事務については、不動産の権利関係や会社・法人に関する重要事項について公簿に記載し公証する公権力の行使として厳正・公正・中立に行う必要があり、不適切な事務処理により国民の権利保護及び円滑な経済取引に対し重大な影響を及ぼすこと、事務処理に必要な能力は、登記所職員が日常多数の登記事件を処理する中で、研鑽や研修を積んで身に付けている極めて専門性の高い能力であること、登記所の管轄ごとに一元的に管理すべき業務であって、利用者が事業者を選択する余地はなく、競争原理が働かないため、不適切な事業者を淘汰することが難しいことから民間開放が困難であると主張されている。

しかしながら、公正・中立・公益性の担保に関しては、法律上又は契約上受託者にその要件を課すことで十分に対応できるものである。また事務処理能力に関しても、弁護士や司法書士等が一定の経験や研修を受けた上で、マニュアルが整備されていれば行うことができるものであり、登記事務の民間開放に関し検討する。」

(4) 行政改革会議（平成8年11月～10年6月）

登記・供託事務については、行政改革会議の審議過程において独法化の検討対象としてリストアップされていた。

法務局及び地方法務局の組織（登記・供託関係）



注) 登記・供託に関係のない組織や課に満たない組織などは適宜割愛している。

労働保険（労災）（厚生労働省）

1. 事業概要

政府が管掌する労働者災害補償保険（労災保険）事業

- ・ 労災保険の適用・徴収・給付等の労災保険事務
- ・ 被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図る労働福祉事業

労働保険（労災・雇用）の適用・徴収事務

（平成 16 年度の労働保険の適用事業所数は、約 297 万事業所）

2. 組織・定員

（1）組織

都道府県労働局 (47)、労働基準監督署 (331)、公共職業安定所 (470) の計 848 庁で実施
（平成 17 年度末）

（2）定員

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
定員	5, 226 (△27)	5, 192 (△34)	5, 162 (△30)	5, 121 (△41)
うち都道府県労働局	2, 960	2, 949	2, 940	2, 930
うち労働基準監督署	2, 159	2, 136	2, 115	2, 084
うちハローワーク	107	107	107	107

（注 1）カッコ内の数字は前年度からの増減

（注 2）労働保険特別会計の労災勘定・徴収勘定による定員（本省を除く。雇用保険の保険料の徴収に係る定員を含む。）

（参考）労働保険特別会計

労働保険特別会計は、昭和 22 年に失業保険事業等の経理を明確にするため設置された失業保険特別会計及び労働者災害補償保険特別会計が、昭和 47 年に一元化され設置された。さらに、昭和 50 年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設された（雇用保険三事業の創設）。

3. 主な改革指摘事項等

（1）「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）

3 特別会計改革

「④ 労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険 3 事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。」

（2）「国の行政組織等の減量・効率化の推進について（平成 18 年度減量・効率化方針）」 （平成 17 年 12 月 24 日総務省行政管理局取りまとめ）

○ 労働基準監督署・公共職業安定所の再編

「労働基準監督署及び公共職業安定所については、規制緩和等による状況の変化等に対応して組織の在り方について必要な見直しを引き続き行い、平成 18 年度から 5 年間で 30 労働局管内で統廃合を実施し、少なくとも 50 署所内において整理合理化を行い、それに伴い 100 人を定員合理化する。」

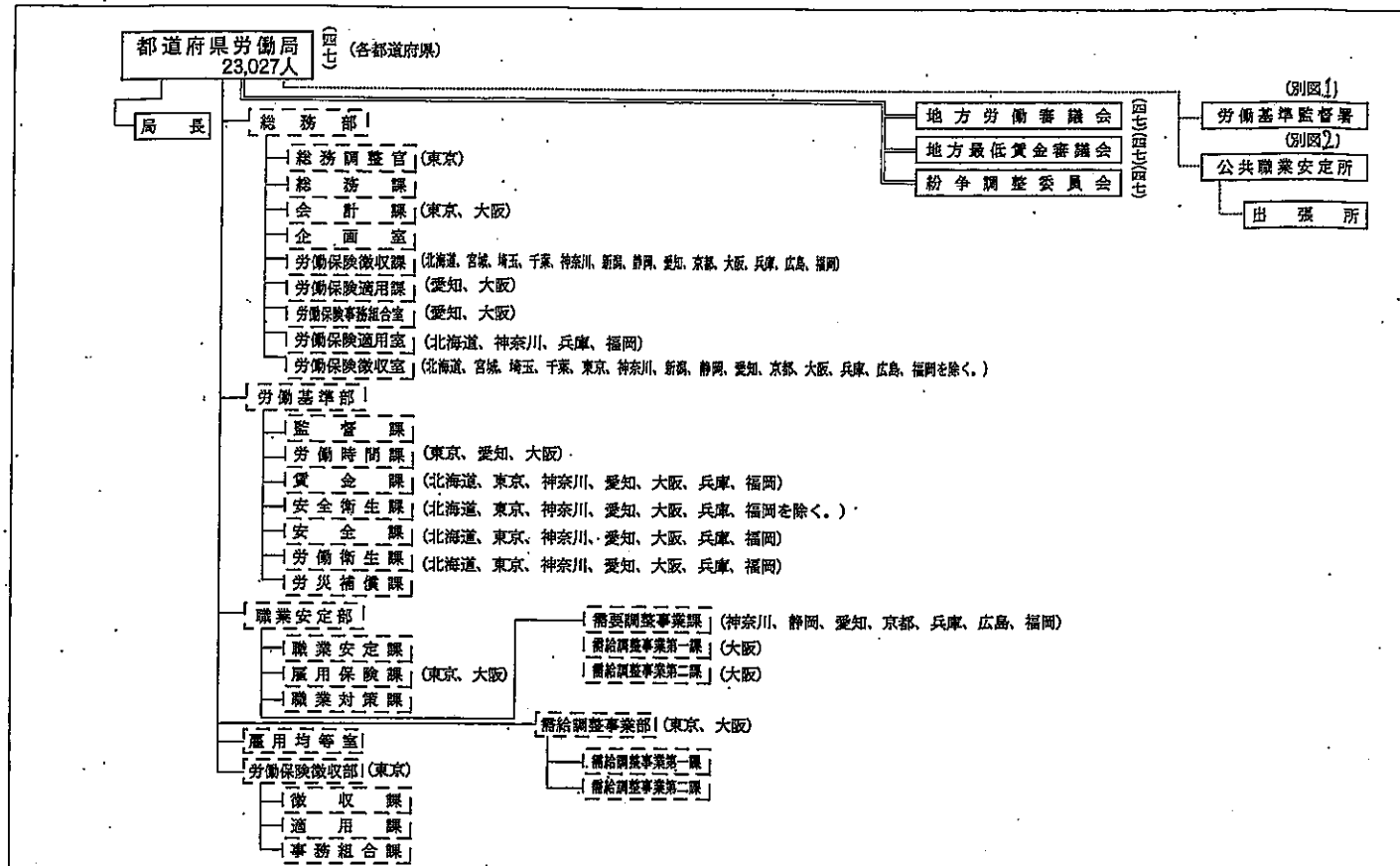
○ 社会保険と労働保険の徴収事務一元化による合理化

「事業主等の利便性の向上と行政事務の効率化を図る観点から、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を図る。また、法律改正が必要な事項についても速やかに検討を進め、今年度末までに結論を得て、社会保険又は労働保険の制度改革に合わせて、可能なものから所要の措置を実施する。これらについて、18 年度以降の要員の合理化について検討する。」

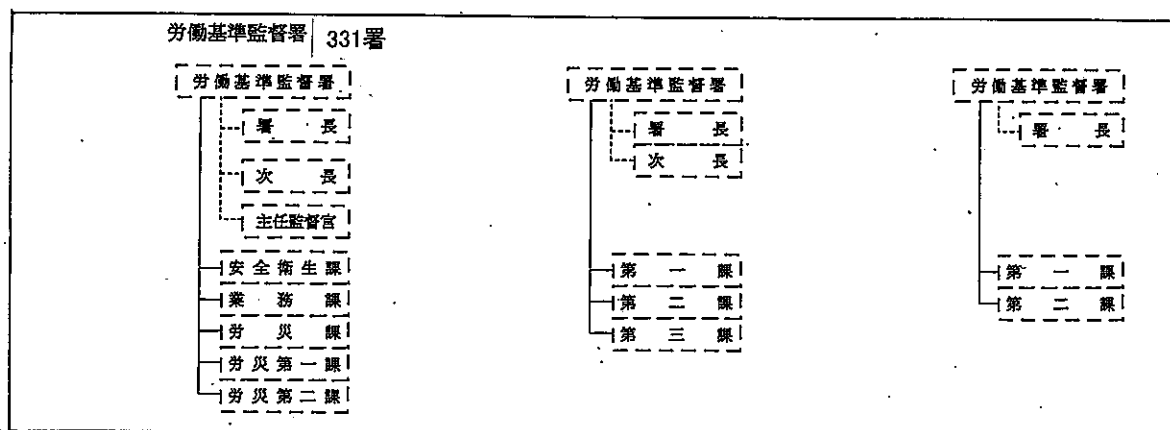
(3) 「今後の行政改革の方針」(平成 16 年 12 月 24 日閣議決定)

「社会保険・労働保険の徴収事務のさらなる一元化について、更に効率化できる事務処理方法や一元化可能な事務について検討し、可能なものから逐次実現を図る。法律改正が必要な事項についても速やかに検討を進め、平成 17 年度までに結論を得て、可能なものから所要の措置を実施する。」

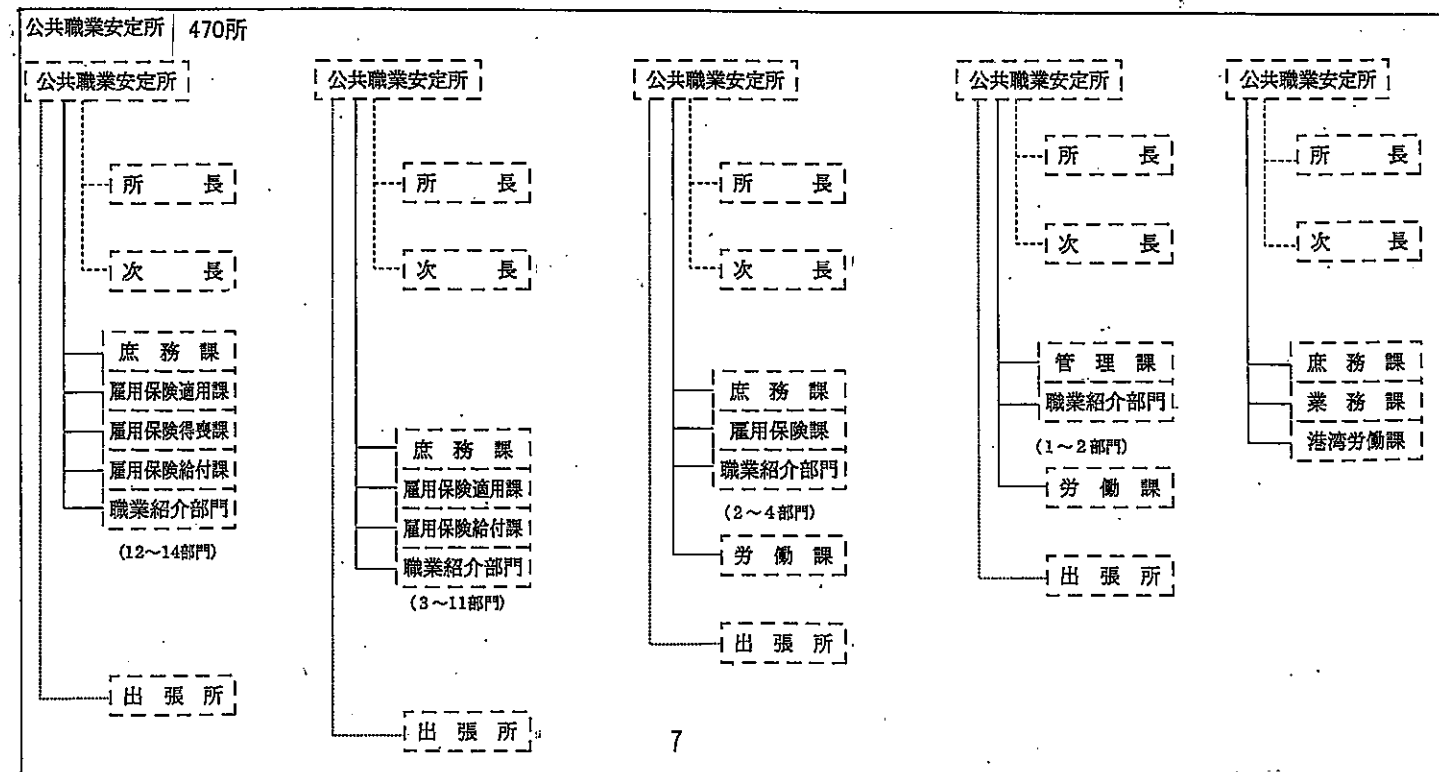
※上記 (1) ～ (3) の指摘には労災保険以外の要素を含む。



(別図1)



(別図2)



官庁営繕（国土交通省）

1. 事業概要

官公庁施設の整備、官公庁施設に関する基準の設定・指導監督等

- ① 国の建築物の営繕（建築・修繕・模様替）
- ② 国の建築物の位置・規模・構造及び保全についての基準制定と実施に関する関係国家機関への指導、勧告
- ③ 各省各庁の「営繕計画」に関する調整と意見書の作成・送付
- ④ 各省各庁の長に対する危険庁舎の改築、修繕等の勧告

2. 組織・定員

(1) 組織

本省官庁営繕部、地方整備局営繕部（8）及び北海道開発局営繕部の計 10 庁で実施（平成 17 年度末）

(2) 定員

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
本省官庁営繕部	259 (△3)	252 (△7)	227 (△25)	226 (△1)
地方整備局営繕部	879 (△7)	872 (△7)	885 (13)	861 (△24)
北海道開発局営繕部	113 (△4)	111 (△2)	108 (△3)	107 (△1)
計	1,251 (△14)	1,235 (△16)	1,220 (△15)	1,194 (△26)

（注 1）カッコ内の数字は前年度からの増減

（注 2）本省官庁営繕部は年度末定員。その他は各年度とも 1 月 1 日現在員

3. 主な改革指摘事項等

- (1) 「国の行政組織等の減量・効率化の推進について（平成 18 年度減量・効率化方針）」（平成 17 年 12 月 24 日総務省行政管理局取りまとめ）

「官庁営繕については、業務執行体制の点検を行い、業務の効率化、要員配置の適正化を図ることにより、平成 18 年度は定員を 17 人合理化する。また、18 年度においても、引き続き業務の効率化、要員配置の適正化を図る。」

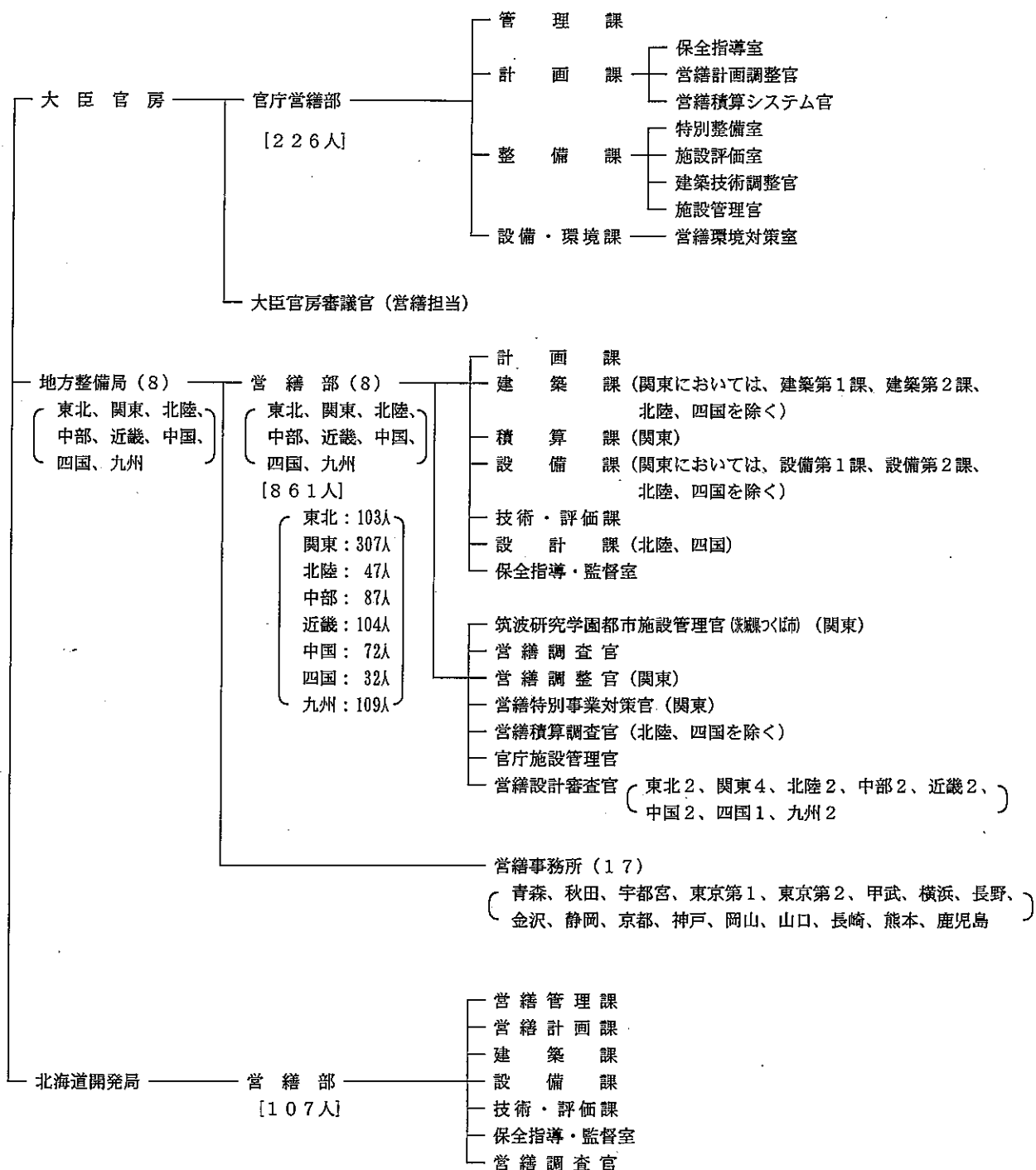
- (2) 「行政改革会議最終報告」（平成 9 年 12 月 3 日）

「これまでも、以下に掲げる業務については、民間委託が進められてきているが、今後にあつては、個々の業務における部分的な委託のみでなく、一連のまとまりとして、包括的に民間に委託する手法を積極的に採用すべきである。

（民間委託が考えられる事務・事業）

・ 営繕・国有財産管理」

○国土交通省官庁営繕関係組織及び定員



(注) 組織については、H17. 4. 1現在とした。

人員については、国土交通本省は定員、その他はH18. 1. 1現在員とした。

国土地理院（国土交通省）

1. 事業概要

測量法等に基づき国が行う土地の測量、地図の調製等（測量に関する政策の企画・立案、国土情報インフラの整備、国の機関及び地方公共団体に対する公共測量の指導・調整、大規模災害時の地殻変動の監視・解析と災害状況図の作成等）

2. 組織・定員

(1) 組織

本院、測地観測所(2)、地方測量部(9)及び沖縄支所(1)の計13庁で実施（平成17年度末）

(2) 定員

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
定員	817 (△6)	811 (△6)	804 (△7)	797 (△7)
本 院	580	575	570	562
地方測量部等	237	236	234	235

(注) 表中のかっこ内の数字は前年度からの増減

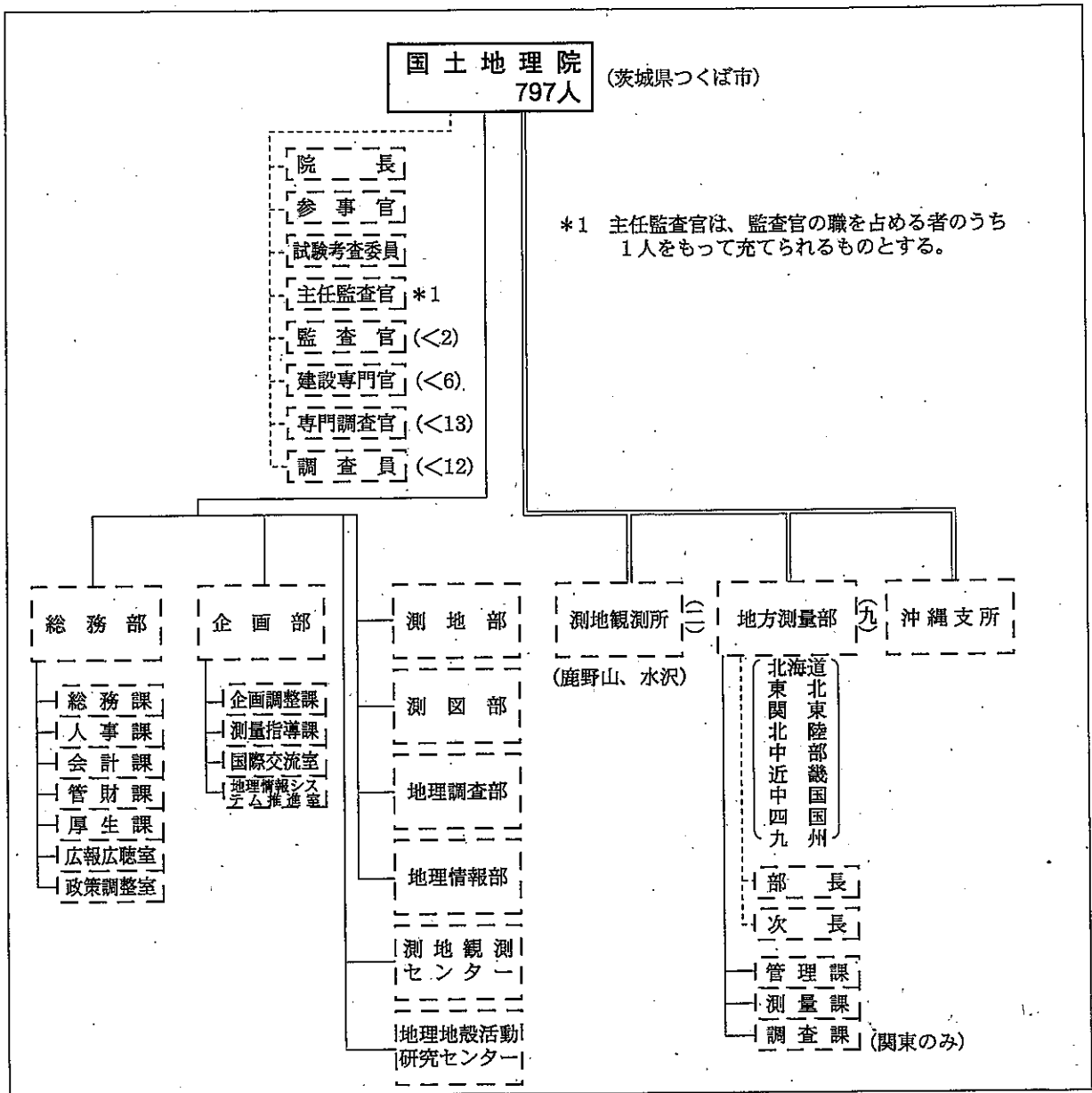
3. 主な改革指摘事項等

(1) 「国の行政組織等の減量・効率化の推進について（平成18年度減量・効率化方針）」（平成17年12月24日総務省行政管理局取りまとめ）

「平成18年度においては、地図作成及び基準点測量に係る業務等の実施体制の見直しによる事務・事業の効率化により定員を6人合理化する。また、地図の変化情報の効率的取得に関する手法等新たな技術開発についての研究を進め、これによる業務の更なる効率的な実施を目指す。」

(2) 「行政改革会議」（平成8年11月～10年6月）

国土地理院については、行政改革会議の審議過程において独法化の検討対象としてリストアップされた。



自動車登録（国土交通省）

1. 事業概要

道路運送車両法に基づく自動車の登録等

- ① 登録を受けていない自動車（新車等）の新規登録（平成 16 年度 496.5 万件）
- ② 所有者の変更があった場合の移転登録（16 年度 617.7 万件）
- ③ 所有者の住所、氏名等に変更があった場合の変更登録（16 年度 179.4 万件）
- ④ 自動車が滅失、解体した場合等の永久抹消登録（16 年度 9.9 万件）
- ⑤ 自動車を輸出した場合の輸出抹消登録（※）
- ⑥ 自動車の使用を一時的にやめた場合の一時抹消登録（16 年度 486.7 万件）
- ⑦ 自動車登録ファイルに記録されている事項に関する登録事項等証明書の交付（16 年度 324.3 万件）

（※）輸出抹消登録については、輸出予定日が 17 年 7 月以降のものについて適用

2. 組織・定員

（1）組織

運輸支局 (51)、神戸運輸監理部兵庫陸運部 (1)、自動車検査登録事務所 (36) の計 88 庁で実施（平成 17 年度末）

（注）支局、兵庫陸運部、事務所とも、同様の自動車登録事務を実施

（2）定員

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
定員	1, 0 1 7 (△ 5 3)	9 8 3 (△ 3 4)	9 6 9 (△ 1 4)	9 3 0 (△ 3 9)

（注）カッコ内の数字は前年度からの増減

（参考）自動車検査登録特別会計

自動車検査登録特会は、設置当時（昭和 39 年）における自動車の激増という状況を踏まえ、自動車の検査及び登録事務の処理体制の改善を図るため設置された。その後、平成 14 年には、中央省庁等改革の一環として、国の行うべき業務と独立行政法人の行う業務を整理し、検査業務のうち検査場における検査を独立行政法人化した。

3. 主な改革指摘事項等

（1）「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）

3 特別会計改革

「⑫ 自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計については、平成 20 年度に統合し、無駄の排除を行うものとする。その後、業務の性質に応じ、一般会計への統合や独立行政法人化を検討するものとする。」

4 総人件費改革の実行計画等

「(c) 包括的・抜本的な民間委託等

(ii) 規制改革・民間開放推進会議で民間開放が検討されている登記事務、特許、自動車登録、施設管理・運営、雇用保険等の業務」

(2)「国の行政組織等の減量・効率化の推進について（平成 18 年度減量・効率化方針）」
（平成 17 年 12 月 24 日総務省行政管理局取りまとめ）

○ 自動車保有関係手続のオンライン化、ワンストップ化による合理化の推進

「 自動車登録業務については、自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムの稼働開始に伴う登録手続のオンライン申請の導入・普及状況を踏まえ、オンライン化される申請手続に係る一連の事務処理の電子化等による業務の効率化を進め、平成 18 年度は定員を 40 人合理化する。」

(3)「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）

「 自動車登録関連業務については、行政上必要なデータとしての「行政登録」の側面と所有権の公証としての「民事登録」の側面があり、行政機関間の円滑かつ効率的な連携の必要性や私人の権利義務に強い制限を及ぼす公権力の行使であることから民間開放が困難であると主張されている。しかしながら、公正・中立・公益性の担保に関しては、法律上又は契約上受託者にその要件を課すことで、また、その多くがマニュアル化等により対応が可能である。

したがって、自動車登録関連業務について、更なる民間開放の推進に関して検討する。

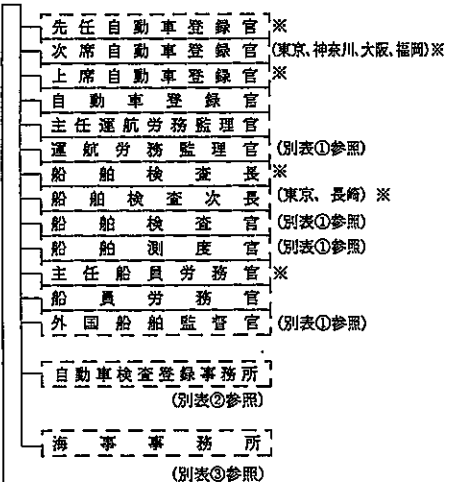
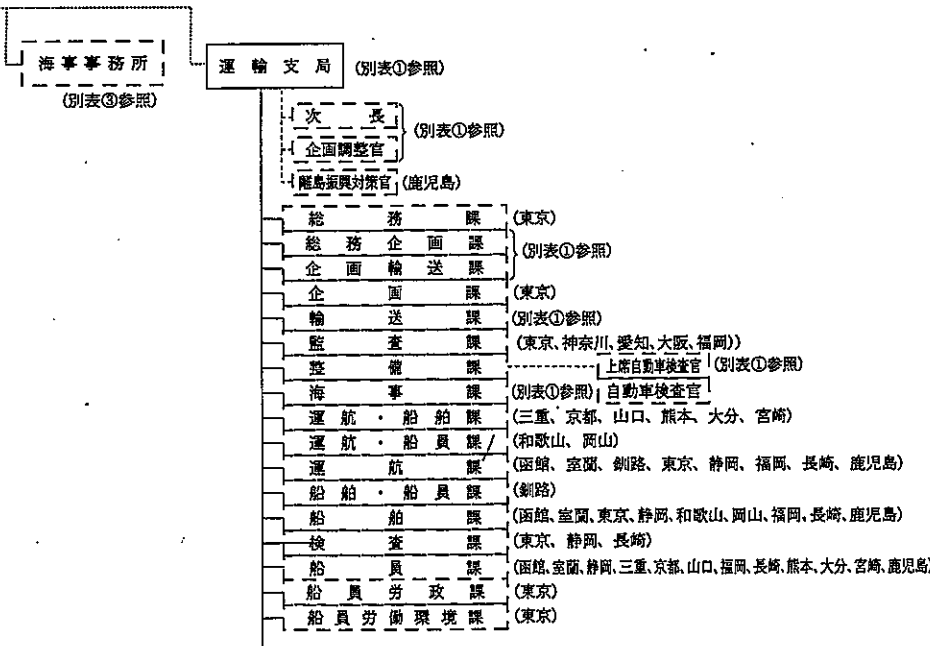
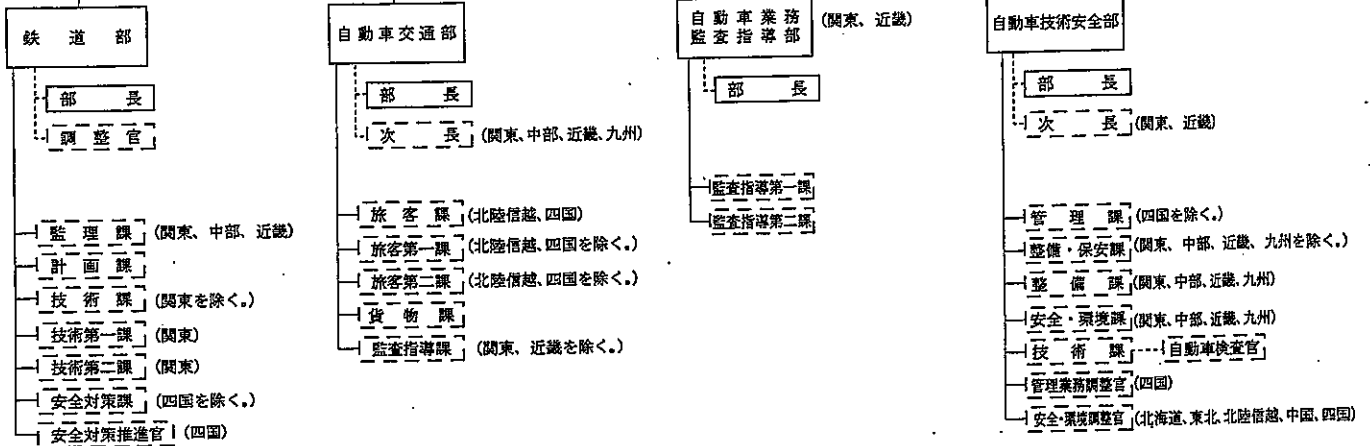
また、ナンバープレートの付与、検査登録手数料印紙の売りさばきについては、民間事業者からの申請を基に外部委託がなされているが、これらについては、更に民間事業者が公平に参入できるよう措置する。」

(4)「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）

「 情報通信技術の活用に対応した業務改革を実施し、業務の効率化を図る。特に、自動車登録業務については、自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムの稼働開始に伴う登録手続のオンライン申請の導入・普及状況を踏まえ、オンライン化される申請手続に係る一連の事務処理の電子化等による業務の効率化を進める。また、平成 20 年にワンストップサービス・システムの全面導入を目指す。」

地方運輸局
4,589人

② 〔北海道、東北、関東、北陸信越、中部、近畿、中国、四国、九州〕



※それぞれの官のうちから大臣が指名する者。

気象庁（国土交通省）

1. 事業概要

気象、地象、水象の予報、警報、観測等に関する業務

- ① 気象、地震火山、海洋等の観測・監視・予測等の業務
- ② 防災気象情報などの気象情報、地震津波情報等の情報提供業務 等

2. 組織・定員

(1) 組織

本庁、管区气象台(5)、沖縄气象台、地方气象台(47)、航空地方气象台(4)、測候所(46)、航空測候所(8)、空港出張所(51)、海洋气象台(4)、気象研究所、気象衛星センター、高層气象台、地磁気観測所及び気象大学校の計172庁で実施（平成17年度末）

(2) 定員

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
定員	6,060 (△38)	6,025 (△35)	5,994 (△31)	5,958 (△36)
内部部局	1,127	1,126	1,133	1,201
地方支分部局	4,358	4,322	4,291	4,188
施設等機関	575	577	570	569

（注） カッコ内の数字は前年度からの増減

3. 主な改革指摘事項等

(1) 「国の行政組織等の減量・効率化の推進について（平成18年度減量・効率化方針）」（平成17年12月24日総務省行政管理局）

○ 気象庁・気象研究所の業務の減量・効率化

「気象庁及び気象研究所の業務について、効率的な業務運営を進めることとし、今後の機械化・自動化の進捗状況を踏まえつつ、引き続き組織等の減量・効率化を進める。なお、平成18年度は各種観測業務の見直しにより定員を34人合理化する。」

○ 気象庁測候所の整理合理化

「測候所については、リモートセンシング等自動観測技術の今後の進展状況等を踏まえつつ、地方における気象業務実施体制の再構築を図る観点から、整理が可能となったものから順次地方气象台等に統合し、要員配置の合理化を進める。平成18年度においても複数箇所廃止するとともに、業務の見直しにより定員を12人合理化する。」

○ 飛行場予報業務の集約化

「航空気象業務について全空港への飛行場予報の提供体制の構築を図るため、平成18年度において、地域拠点空港への飛行場予報業務の集約化を図ることとし、広島

航空測候所及び長崎航空測候所を廃止するとともに、業務の見直し等により定員を18人合理化する。」

○ 航空気象業務の効率化・合理化

「 地方空港で実施している航空気象観測業務の一部について観測データの品質や恒久的な提供の確保等の条件が整ったものから順次委託化するなど効率的な航空気象業務の実施体制の構築を進める。平成 18 年度は1か所を空港の設置管理者に委託を行い、定員を3人合理化する。」

(2) 「行政改革会議最終報告」(平成9年12月3日)

「 気象庁が行う天気予報等の社会経済活動に必要な気象情報の提供(無償)の範囲は、公的な責任として必要なものに限定する。民間気象事業者に対する規制(気象予報業務の許可、気象予報士の業務独占、気象測器の検定等)については、社会に対し広範な影響を及ぼすものに限定するなど必要最小限のものとし、規制緩和を進める。また検定等については、民間の主体性にゆだねる。」

気象庁の組織

気象庁長官

定員 5,958人

(平成17年度末現在)

次長 1人

(内部部局) 1,199人

総務部

217人

参事官 1人

予報部

407人

観測部

168人

地震火山部

148人

地球環境・海洋部

258人

(地方支分部局) 4,188人

管区气象台 (5)

(札幌、仙台、東京、大阪、福岡)

沖縄气象台

1,017人

地方气象台 (47)

航空地方气象台 (4)

1,823人

測候所 (46)

航空測候所 (8)

693人

海洋气象台 (4)

(函館、舞鶴、神戸、長崎)

319人

空港出張所 (51)

336人

(施設等機関) 569人

気象研究所

174人

気象衛星センター

225人

高層气象台

31人

地磁気観測所

44人

気象大学校

95人

国有財産管理（財務省）

1. 事業概要

- ① 行政財産を効率的に利用するための総合的な調整（合同庁舎や合同宿舎としての集約立体化、移転再配置等）
- ② 普通財産（相続税の物納財産等）の管理、処分（売却）
（平成 16 年度の物納不動産の引受件数は 3,846 件、一般競争入札件数（一般会計）は 6,950 件）
- ③ 国家公務員の宿舎の設置・管理

2. 組織・定員

(1) 組織

地方支分部局である財務局(9)、財務支局(1)、財務事務所(40)、財務出張所(13)の計 63 庁で実施（平成 17 年度末）

(2) 定員

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
定員	1, 7 8 7 (△ 3 6)	1, 7 6 5 (△ 2 2)	1, 7 4 1 (△ 2 4)	1, 7 7 7 (3 6)
うち事務所・出張所	9 2 8	9 2 0	9 1 0	9 3 3

(注) カッコ内の数字は前年度からの増減

3. 主な改革指摘事項等

(1) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）

4 総人件費改革の実行計画等

「(c) 包括的・抜本的な民間委託等

(ii) 規制改革・民間開放推進会議で民間開放が検討されている登記事務、特許、自動車登録、施設管理・運営、雇用保険等の業務」

(e) 非公務員型独立行政法人化等

(iii) 行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野 等」

(2) 「国の行政組織等の減量・効率化の推進について（平成 18 年度減量・効率化方針）」 （平成 17 年 12 月 24 日総務省行政管理局取りまとめ）

「 国有財産管理事務について、業務実施体制の見直しを図ることにより、事務の合理化・効率化を推進することなどにより、平成 18 年度に定員を 18 人合理化する。19 年度以降も引き続き業務の効率化・合理化を推進する。」

(3) 「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）

「 庁舎・宿舎の維持管理についても、民間開放を推進する。さらに、庁舎・宿舎の集約立体化等に当たっては、PFI 方式の一層の活用を図る。」

(4)「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」(平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議)

「 国有財産の実地監査については、事前準備から実地監査(現地の実態把握)、改善要求に至る一連の事務のうち、国有財産を所管する各省各庁の長に対する改善要求は財務大臣の名で行うのは当然として、その前提となる現地の実態把握に係る事務や改善要求の原案作成に係る事務については、高度な知識を有する民間において処理することが可能であると考えられる。」

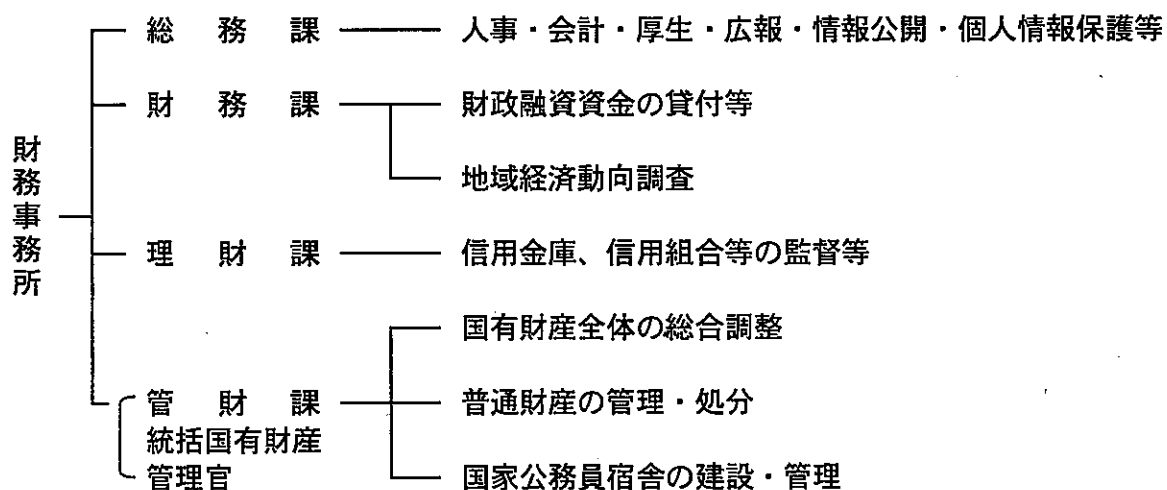
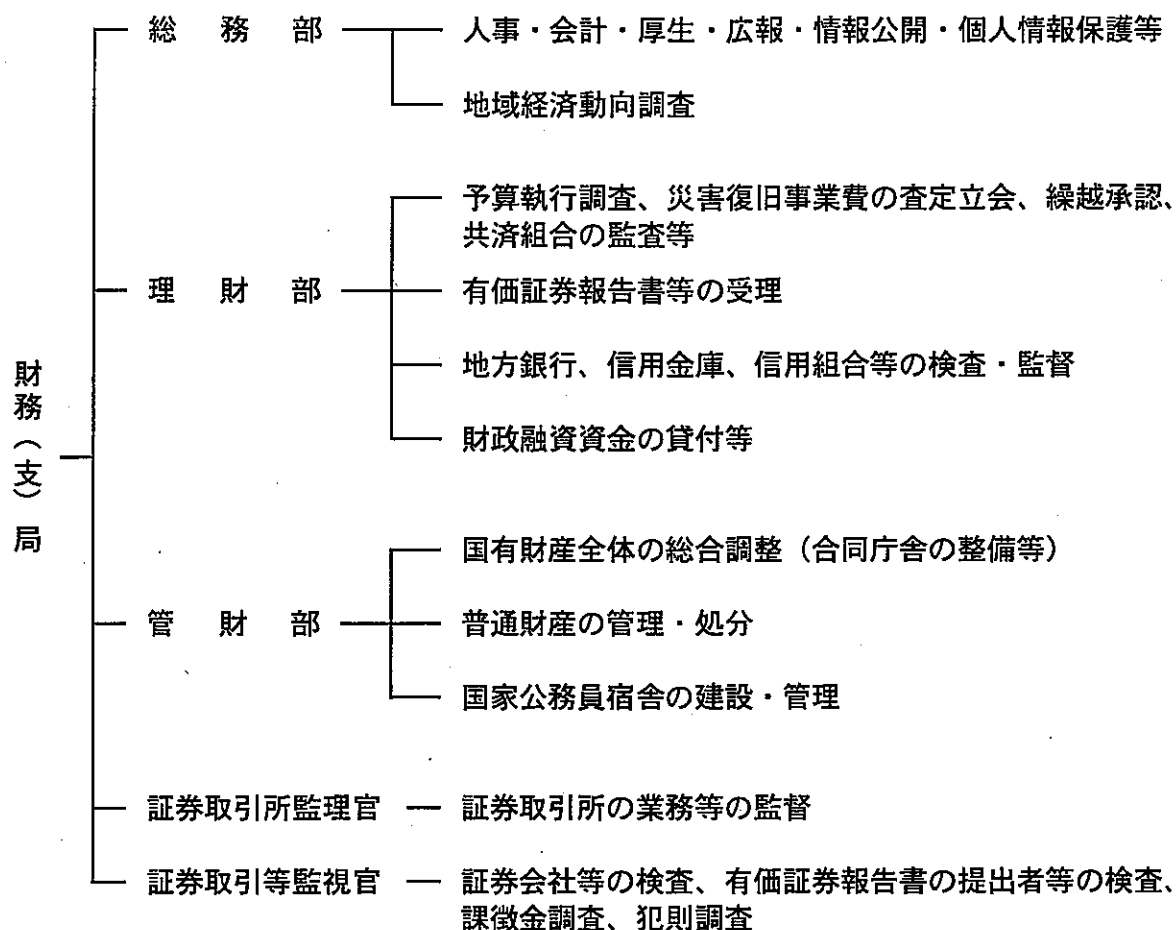
(5)「行政改革会議最終報告」(平成9年12月3日)

「 これまでも、以下に掲げる業務については、民間委託が進められてきているが、今後においては、個々の業務における部分的な委託のみでなく、一連のまとまりとして、包括的に民間に委託する手法を積極的に採用すべきである。

(民間委託が考えられる事務・事業)

・ 営繕・国有財産管理 」

財務（支）局及び財務事務所の主要事務



防衛施設（防衛庁）

1. 事業概要

防衛施設（在日米軍・自衛隊の主要装備関連施設、通信施設、宿舍、庁舎等）の整備等

2. 組織・定員

（1）組織

防衛施設局（8）、防衛施設支局（3）、防衛施設事務所（24）、出張所（1）の計36庁及び自衛隊各部隊等で実施（平成17年度末）

（注）防衛施設局等では、防衛施設の整備等のほか、在日米軍・自衛隊の演習に伴う漁業補償、在日米軍の行為等による損害の賠償、在日米軍の訓練移転費の負担、防衛施設周辺の生活環境の整備（学校、住宅の防音工事の助成等）等を実施。施設の維持管理は、在日米軍提供施設は在日米軍が、自衛隊施設は各部隊等がそれぞれ実施。

なお、自衛隊施設の整備に係る企画立案は防衛本庁が実施。

（2）定員

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
定員	2, 6 3 1 (△ 1 8)	2, 6 0 1 (△ 3 0)	2, 5 7 6 (△ 2 5)	2, 5 5 1 (△ 2 5)
うち事務所・出張所	2 6 1	2 5 9	2 5 5	2 5 1

（注 1）かっこ内の数字は前年度からの増減

（注 2）防衛施設局の定員数を記載

3. 主な改革指摘事項等

（1）「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）

4 総人件費改革の実行計画等

「(c) 包括的・抜本的な民間委託等

(ii) 規制改革・民間開放推進会議で民間開放が検討されている登記事務、特許、自動車登録、施設管理・運営、雇用保険等の業務」

（2）「国の行政組織等の減量・効率化の推進について（平成18年度減量・効率化方針）」（平成17年12月24日総務省行政管理局取りまとめ）

「防衛施設局については、平成18年度において、業務指標等を勘案した業務量に基づく要員算定により防衛施設局1人の再配置を行うとともに、業務の合理化・効率化を図ることにより55人の定員を合理化する。さらに、在日米軍の兵力構成の見直し状況等も勘案しつつ、所要の防衛施設事務所等の見直しを行う。」

（3）「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）

「防衛施設の建設・維持管理の民間委託については、平成16年3月に立川公務員宿舍整備について最初のPFI事業契約が締結され、さらに本年度末には海上自衛隊呉史料館（仮称）整備について事業契約の締結が見込まれている。このような実績及び防衛庁における

P F I 事業活用のメリットを勘案すると、当面次のような分野においてP F I 事業による民間開放を推進する。

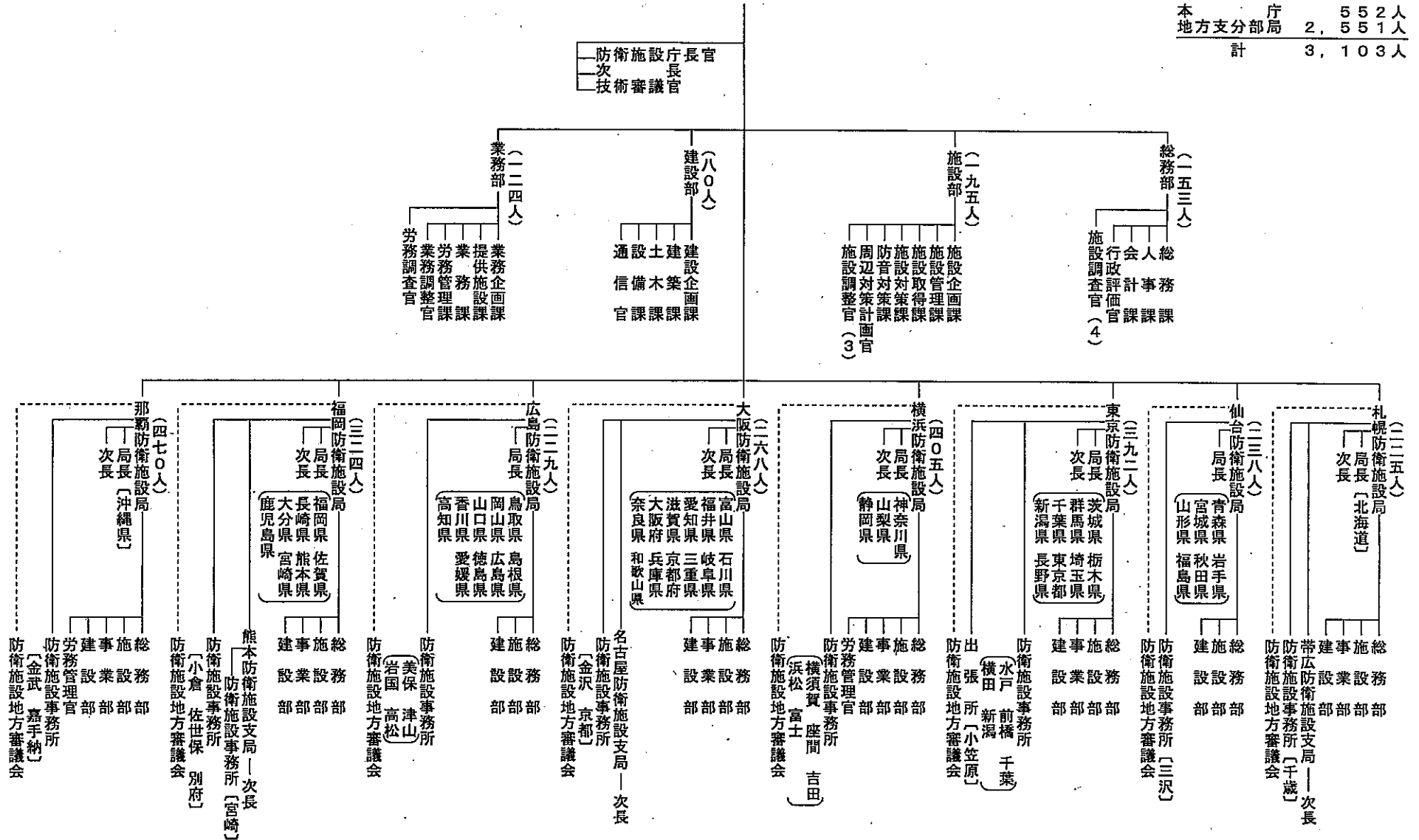
- ・ 公務員宿舎
- ・ 広報施設（特に新規施設及び機能増大の場合）
- ・ 厚生施設（特に新規施設及び機能増大の場合）

また、今後整備・補給、輸送、教育・訓練、情報処理を始め業務全般について、英国国防省におけるP F I 事業による民間開放の事例を参考にP F I 事業の可能性追求を行う等により、包括的又は部分的な民間委託を推進する。」

防衛施設庁組織表 (平成17年度末)

防衛施設庁

本庁	552人
地方支分部局	2,551人
計	3,103人



特許（経済産業省）

1. 事業概要

特許権、実用新案権、意匠権、商標権の審査、審判等

（平成16年度の特許の審査請求件数は、約38万件（前年度は約23万件。制度改正の影響によるもの））

2. 組織・定員

（1）組織

特許庁にて実施（平成17年度末）

（注）平成13年に一部業務を独法化するとともに、16年には追加で業務を移管しており、独法工業所有権情報・研修館において、工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行う業務等を実施

（2）定員

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
定員	2, 4 6 5 (6)	2, 4 7 9 (14)	2, 5 5 5 (76)	2, 6 5 1 (96)
うち審査官	1, 3 0 4	1, 3 2 5	1, 4 4 2	1, 5 5 7
うち審判官	3 9 5	3 9 6	3 9 2	3 8 9

（注）カッコ内の数字は前年度からの増減

（参考）特許特別会計

特許特別会計は、技術革新に併せて手数料等の適切な改定を行い、これを財源として不断に特許事務が高度化される仕組みとして昭和59年に設置された。

3. 主な改革指摘事項等

（1）「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）

3 特別会計改革

「⑬ 特許特別会計については、その予算特性、政策的見地にかんがみ、一層迅速かつ的確な審査を実現するため、特許審査の件数、そのためのコスト、先行技術文献の検索外注件数などにつき中期的な定量的目標を定めつつ、業務効率の向上及び民間委託の拡大を図る。」

4 総人件費改革の実行計画等

「(c) 包括的・抜本的な民間委託等

(ii) 規制改革・民間開放推進会議で民間開放が検討されている登記事務、特許、自動車登録、施設管理・運営、雇用保険等の業務」

（2）「国の行政組織等の減量・効率化の推進について（平成18年度減量・効率化方針）」（平成17年12月24日総務省行政管理局取りまとめ）

○ 特許庁業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化

「特許庁業務・システム（旧式（レガシー）システム）については、e-METI推進本部において、平成16年10月に業務・システムの最適化計画を策定するとともに、17年8月に、

今後推進していく具体的施策や工程表、業務処理時間や経費の削減効果を数値で明示した最適化計画改訂版を策定した。

18年度からは、当該計画に基づき、可能な限り早期に新事務処理システムの開発に着手するとともに、これを踏まえて定員の合理化を計画的に進める。」

○ 特許審査の周辺業務の効率化

「 特許審査の周辺業務について、引き続き専門性の高い非常勤調査員を拡充することにより、業務の効率化を図る。

特許性の判断に必要な先行技術調査のアウトソーシングについては、外注先についての公益法人要件の撤廃及び指定制から登録制への改正等を内容とする「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」が平成16年10月から施行され、17年3月に株式会社を含む3機関を登録した。

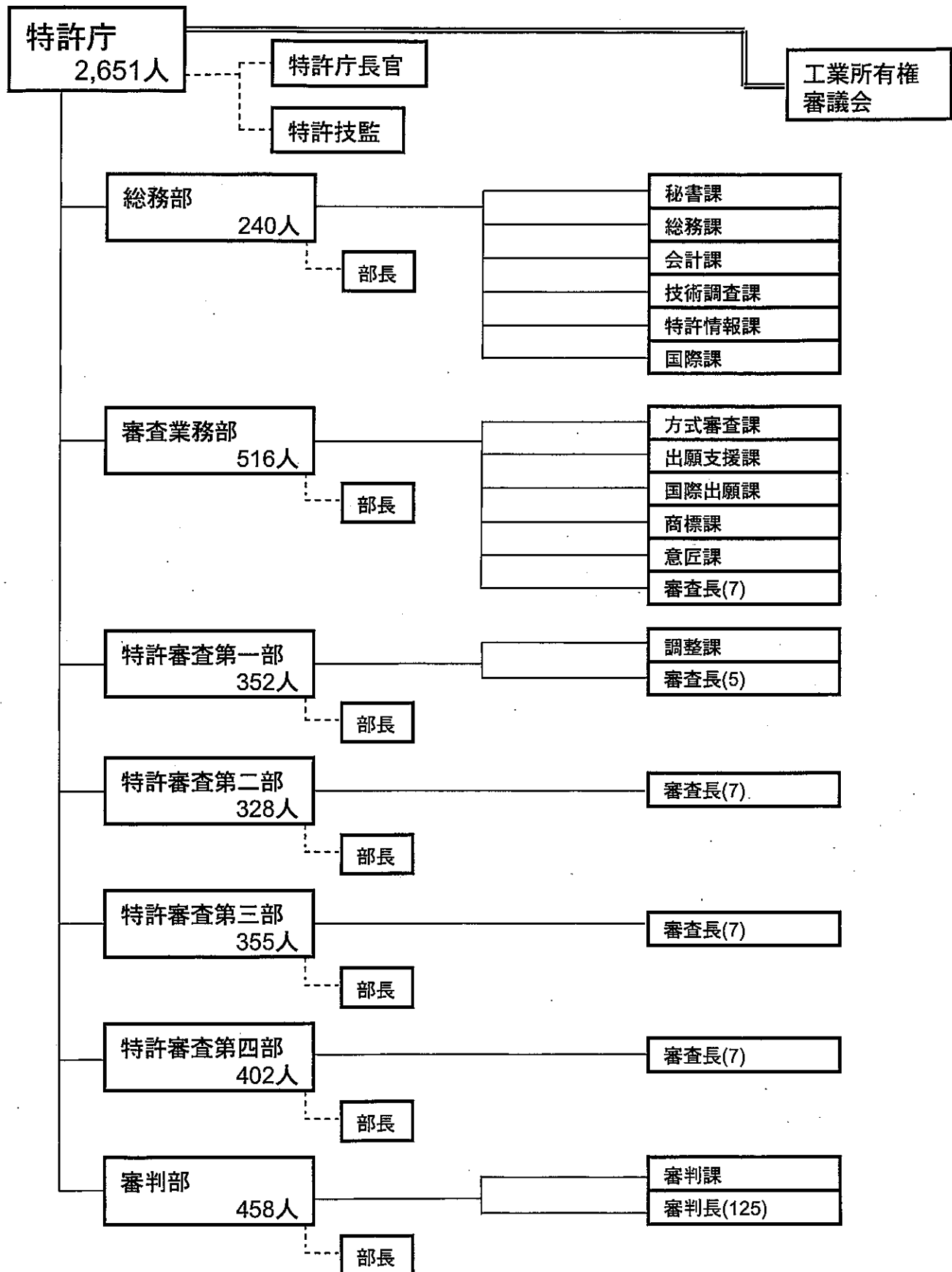
今後とも、外注先の登録数の増加を促すとともに、外注件数の更なる拡充を図る。

なお、出願人が行う先行技術調査の徹底について、14年9月に導入された先行技術文献の開示義務制度の効果を検証しつつ、更に必要な取組の検討を進める。」

(3) 「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)

「 知的財産本部が定めた中長期目標の達成状況、内外からの制度に対する信頼感並びに現在進展している国際的な制度調和及び審査協力の取組に与える影響、民間企業における受託能力等を見極めつつ、従来技術調査に係る外注件数の増加、株式会社の参入等、工業所有権の登録事務の民間開放に関し検討する。」

特許庁の組織



空港整備（国土交通省）

1. 事業概要

航空交通管制、航空保安施設及び飛行場の設置・管理

- ・ 空港事務所等（飛行場管制やターミナルレーダー管制等の管制業務、航空保安施設の運用・維持・管理、管制通信・情報業務、飛行場管理業務）
- ・ 航空交通管制部（航空路管制業務及び進入管制業務、飛行計画の承認）
- ・ レーダー事務所等（航空路レーダー等の無線施設の運用・維持・管理）
- ・ 航空衛星センター（航空衛星システムの運用・維持・管理）

（参考）日本の航空管制機関には、在日米軍、国土交通大臣、自衛隊の3者があり、管制空域を分けて管制を実施している。

2. 組織・定員

（1）組織

空港事務所等（65）、レーダー事務所等（17）、航空衛星センター（2）及び航空交通管制部（4）の計88庁で実施（平成17年度末）

（注）公共用飛行場のうち、国土交通大臣が管理するものは21。それらに加え、地方公共団体が管理する飛行場の航空管制は国土交通省が実施

（2）定員

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
空 港 事 務 所 等	3, 8 5 7 (3 3)	3, 9 0 8 (5 1)	3, 9 0 2 (△ 6)	3, 8 6 3 (△ 3 9)
レーダー事務所等	2 7 2	2 3 6	2 3 4	2 1 4
航空衛星センター	1 6 0	1 6 5	1 6 7	1 7 2
航空交通管制部	1, 2 2 6 (△ 3 2)	1, 2 0 0 (△ 2 6)	1, 1 6 1 (△ 3 9)	1, 2 9 1 (1 3 0)
計	5, 5 1 5	5, 5 0 9	5, 4 6 4	5, 5 4 0

（注）かっこ内の数字は前年度からの増減

→ 17年度でみると計5,540人中、航空管制官1,904人、航空管制技術官1,590人等管制要員が4,485人

（参考）空港整備特別会計

航空輸送需要の増大に対処して空港・航空保安施設整備等の促進と維持運営の円滑化を図るとともに、受益と負担の関係を明確にしつつ所要の財源を確保するため、歳入歳出を一般会計と区分して管理し、経理内容を明確にするため、昭和45年に設けられたもの。

3. 主な改革指摘事項等

(1) 「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)

3 特別会計改革

「① 道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金通特別会計の五つの特別会計については、平成 20 年度までに統合し、無駄の排除を行うものとする。空港整備特別会計については、将来の独立行政法人化等について検討するものとする。」

4 総人件費改革の実行計画等

「(e) 非公務員型独立行政法人化等

(iii) 行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野 等」

(2) 「国の行政組織等の減量・効率化の推進について(平成 18 年度減量・効率化方針)」(平成 17 年 12 月 24 日総務省行政管理局取りまとめ)

○ 航空保安業務の拠点官署への統合化や保守業務の民間委託等による業務の効率化及び要員配置の合理化

「管制業務については、平成 20 年度以降の新管制卓の導入により、管制業務の効率化を図り、航空交通管制部において定員を 80 人程度合理化する。」

また、衛星を用いた次世代航空保安システムの整備及び 24 時間運用官署における新勤務体制の導入により、要員配置の合理化を進める。18 年度は、関西空港事務所で新勤務体制を導入することに伴い、定員を 1 人合理化する。」

「運用業務については、航空の安全及び行政サービスの低下を来さないことを前提に、航空需要が少ない空港の R A G (リモート対空通信) 化等により業務の効率化を図る。平成 18 年度は壱岐空港及び福井空港の R A G 化等により定員を 23 人合理化する。」

「航空灯火・電気業務については、平成 18 年度から 19 年度にかけて、東日本及び西日本並びに沖縄地区の航空灯火・電気施設の運用管理業務をブロックに集約するとともに、要員の再配置・業務の再構築を行い、要員の効果的・効率的な配置、業務の効率化・円滑化を図る。」

「航空交通管制のメンテナンス業務については、施設の集約管理・巡回化を検討の上、引き続き委託対象施設の拡大による施設の点検・保守作業の民間委託等を進め、平成 18 年度から 30 年度までにおおむね 700 人の定員の合理化を図ることとし、18 年度は定員を 43 人合理化する。」

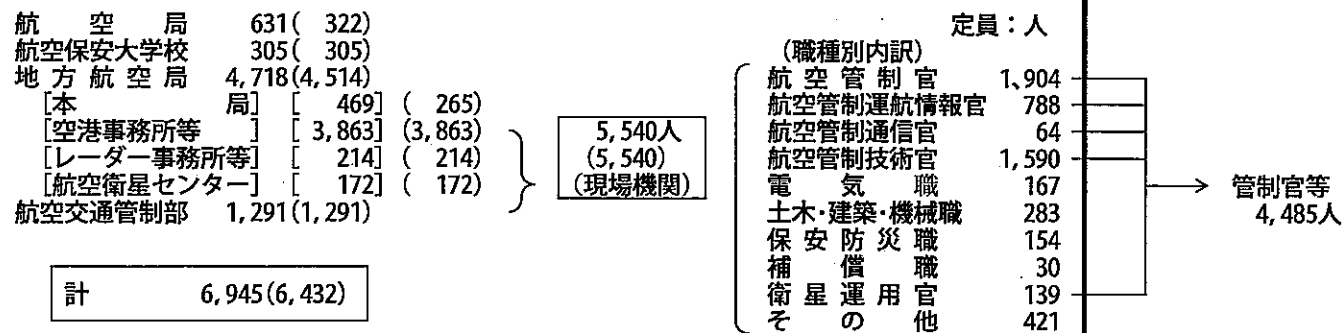
○ 東京国際空港再拡張事業への P F I 導入による業務の合理化

「東京国際空港(羽田)再拡張事業のうち、国際線地区の整備については、平成 21 年中の供用開始に向け、引き続き P F I 手法により民間活力を導入して整備することで効率的な事業実施を図る。」

○ その他の公共事業関連

「地方航空局の公共事業関連業務については、工事費用等の積算方式の見直し等について導入を進める。また、工事監督補助の民間委託については、一定規模・内容の工事について積極的に推進する。」

29



※ () 内は空港整備特別会計

国税関係（財務省）

1. 事業概要

所得税、法人税、消費税等内国税の賦課及び徴収に関すること等

2. 組織・定員

(1) 組織

国税庁の地方支分部局である国税局(11)、沖縄国税事務所(1)、税務署(524)の計536庁で実施（平成17年度末）

(2) 定員

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
定員	54,974 (△253)	54,827 (△147)	54,779 (△48)	54,696 (△83)
うち税務署	44,449	44,171	44,086	43,979

(注) カッコ内の数字は前年度からの増減

3. 主な改革指摘事項等

(1) 「国の行政組織等の減量・効率化の推進について（平成18年度減量・効率化方針）」
（平成17年12月24日総務省行政管理局取りまとめ）

○ 国税局におけるアウトソーシング等の推進

「引き続き次の事務・事業についてアウトソーシングを推進する。

① 税務相談事務

税理士等の外部の指導機関に対する税務相談業務の委託を推進し、税務相談の機会を拡大（平成17年度から実施）

② 記帳指導

納税者の需要の高い会計ソフトを利用した記帳指導を外部の指導機関に委託（17年度から実施）

その他、国税局・税務署の業務のうちアウトソーシング化・アルバイト化になじむもの（民間給与実態統計調査、租税教室の講師、税理士試験受付事務、独身寮管理業務、確定申告期駐車場整理事務、郵送申告書の開封事務、決算実績等入力事務、資料収集・整理事務及び文書発送事務等の補助事務等）について、外部委託の推進を図ること及び登記情報閲覧のオンライン活用等により、18年度に定員を310人合理化する。

19年度以降も引き続き業務の効率化・合理化を推進する。」

○ その他国税関係業務の業務・システムの最適化による国税局の業務の効率化・合理化等

「① 税務行政の簡素化、業務効率の向上の観点から、内部事務の一元化、税務相談事務の集中化等の施策について検討を行い、平成17年度末に「国税関係業務の業務・システムの最適化計画」を策定する。この計画を段階的に実現していくことにより、業務の合理化を図る。

② IT活用等による納税者利便の向上の観点から、国税電子申告・納税システム(e-Tax)

の普及割合に歩調を合わせた一層の事務の電子化を行うことにより、申告書処理体制の効率化を図る。（「国税関係業務の業務・システムの最適化計画」関連事項）e-Tax の普及を促進するため、次の取組を実施する。

- ア 利用件数拡大のためのシステムの見直し
- イ 各種媒体等を利用した広報の充実
- ウ 関係民間団体や税理士会を通じた利用勧奨

17 年度末までのできるだけ早期に策定される「国税関係業務の業務・システムの最適化計画」に基づき、順次システムを更改し、業務の効率化を推進する。」

「 国税関係手続のオンライン申請に関しては、「オンライン利用促進のための行動計画」を平成 17 年度末までに策定し、同計画を着実に実施することにより、オンライン利用率の向上を図りつつ、申告処理体制の効率化・合理化を推進する。」

「 上記合理化の取組及びその他事務・事業の効率化・合理化の推進を図り、平成 18 年度に定員を 567 人合理化する。」

（２）「規制改革・民間開放の推進に関する第 1 次答申」（平成 16 年 12 月 24 日規制改革・民間開放推進会議）

○ 国税の徴収

「 国税の徴収業務について徴税率を向上させることにより国民の不公平感を払拭するためには、徴収業務にノウハウを有する民間事業者を活用し、効率的かつ公平な徴収方法を追求することが有効であると考ええる。特に、時効間際の税の徴収について、適当なインセンティブを与えて民間に委託すれば、徴税率の向上に寄与するものと考えられる。また、国税庁が有する徴収ノウハウについては、適当な移行期間を設けることにより民間による修得・実施も可能となると考えられ、さらに税理士等、民間が有する税の徴収ノウハウを積極的に活用することも考えられる。」

（３）「規制改革・民間開放の推進に関する第 2 次答申」（平成 17 年 12 月 21 日規制改革・民間開放推進会議）

○ 国税のクレジットカード決済

「 国税の納付手段の一層の多様化を図るため、クレジットカード払いによる納付について、手数料負担の在り方等諸課題について検討し、平成 18 年度中に結論を得る。」

国税庁の機構と事務内容

